

山口市建設コンサルタント業務等の前払金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第2条第1項に定める業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）のうち、測量及び建設工事に関する設計調査その他建設コンサルタント業務に関する業務委託で、前払金を支払う場合の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(前払金の支払)

第2条 建設コンサルタント業務等の前払金の支払については、請負金額300万円以上の契約で、当該年度の出来高予定額の10分の3以内とする。

(前払金の端数処理)

第3条 前払金に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(前払金の請求)

第4条 前払金の支払を請求する者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結しなければならない。

2 前払金の支払を請求する者は、前項の保証契約を締結したときは、遅滞なく、前払金請求書（様式第1号）に当該保証事業会社が発行した前払金保証証書を添付して、市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による提出があったときは、担当課長がその内容を速やかに審査するものとする。

(前払金の支払)

第5条 市長は、前払金の請求を受けた日から起算して15日以内に、当該請求に係る前払金を支払うものとする。

(前払金の変更)

第6条 市長は、委託料の額が変更されたときは、受託者は下記により前払金の支払いを請求することができる。

(1) 受託者は、委託料の額が著しく増額された場合においては、その増額後の委託料の額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合第5条第1項を準

用するものとする。

- (2) 受託者は、委託料の額が著しく減額された場合においては受領済みの前払金額が減額後の委託料の額の10分4を超えるときは、受託者は、委託料の額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。なお、この場合において、超過額を返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、返還すべき金額を受託者と協議して定めるものとする。

(前払金の返還)

第7条 市長は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合、前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 第4条第1項に定められた保証契約を解除したとき。
- (2) 当該工事等の契約を解除したとき。
- (3) 前条第2項により委託契約金額が減額されたとき。
- (4) 前払金の使用目的以外に使用したとき。

(遅延利息)

第8条 前条の規定により前払金を返還すべき者が、指定された期限までに返還しないときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(前払金の使用等)

第9条 受託者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

- 2 市長は、受託者が前払金を前項に定める経費以外の経費の支払いに充てたときは、期間を定めて、受託者から前払金の全部又は一部を返還させることができる。
- 3 受託者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還をすべき前払金の額に政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した金額

を違約金として市長に納付しなければならない。

(約款への委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、建設コンサルタント業務等の請負については、山口市建設コンサルタント業務等委託契約約款によるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月30日から施行する。

（あて先） 山口市長

所在地又は住所
 受託者 商号又は名称
 職 氏 名

㊟

前払金支払請求書

保証事業会社の保証証書を添えて下記のとおり前払金の支払を請求します。

記

前払金請求金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
(業務) 委託名										
履行場所	山口市									
履行期間	着手期間					年 月 日				
	完了期間					年 月 日				
請負代金額	円									
契約年月日	年 月 日									

振込先金融機関										
名称					店名					
金融機関コード			店番号		口座番号					
預金種別	普通	フリガナ								
		口座名義								

(注) 口座名義欄のフリガナは金融機関にご確認の上、必ず所定の様式で記入してください。